

(2) 食事券の発行、販売、回収

■ 食事券の詳細

既存券（電子クーポン）

<食事券（電子クーポン）購入前の注意事項> ※下記購入手順のうちの①

- ・有効期限は令和4年2月28日（月）までです
- ・有効期限を過ぎると失効となります
- ・1回につき最大2万円（25,000円相当）分の購入ができます
- ・1日につき1回まで購入いただけます
- ・購入後の取り消し・返金はできません
- ・譲渡や転売はできません
- ・利用できる店舗に限りがありますので事前にご確認ください
- ・電子クーポンですので、ご利用時にはスマートフォン等が必要です
- ・食事券は1円単位でご利用頂けます
- ・販売総額に達した際は早期に販売を終了します
- ・省庁・都道府県の指示等により、各種条件は変更される場合があります
- ・デビットカード等のご利用いただけない場合がありますので、エラーの場合はクレジットカードをご利用ください。
- ・加盟店リストの店舗は告知なく変更の場合があります。ご了承ください
- ・クレジットカードのお引き落としは、「Go To EAT キャンペーン事務局」あるいは、事務局を担当する「東武トップツアーズ」の名前で決済されますのでご了承ください。

<食事券（電子クーポン）購入手順>

①購入前の注意事項確認

注意事項

- ・有効期限は**令和4年2月28日（月）**までです
- ・有効期限を過ぎると失効となります
- ・1回につき**最大2万円（25,000円相当）**分の購入ができます
- ・**1日につき1回まで**購入いただけます
- ・**購入後の取り消し・返金はできません**
- ・**譲渡や転売はできません**
- ・利用できる店舗に限りがありますので事前にご確認ください
- ・電子クーポンですので、ご利用時にはスマートフォン等が必要です
- ・食事券は1円単位でご利用頂けます
- ・**販売総額に達した際は早期に販売を終了します**
- ・省庁・都道府県の指示等により、各種条件は変更される場合があります
- ・デビットカード等のご利用いただけない場合がありますので、エラーの場合はクレジットカードをご利用ください
- ・**加盟店リストの店舗は告知なく変更の場合があります。ご了承ください**
- ・クレジットカードのお引き落としは、「Go To EATキャンペーン事務局」あるいは、事務局を担当する「**東武トップツアーズ**」の名前で決済されますのでご了承ください

上記注意事項を確認し承諾いただける場合は下にチェックを入れてください。

☐ 上記事項を確認し承諾する

進む

②クーポン選択

クーポン選択

購入するクーポンを選択してください

☐ 25,000円分食事クーポン
価格：20,000円

☐ 12,500円分食事クーポン
価格：10,000円

進む

③購入者情報登録

購入者情報登録

氏名

メールアドレス

電話番号

性別

年齢

居住地

進む

④購入者情報確認

購入内容の確認

下記内容でよろしいですか

クーポン情報
商品名：25,000円分食事クーポン
価格：20,000円

購入者情報
氏名：東武 太郎
メールアドレス：XXXXXXXXXXXX@XXX.com
電話番号：000-0000-0000
性別：男性
年齢：25歳
居住地：東京都

戻る/進む

⑤支払情報登録

Go To Eat 電子クーポン購入

お支払金額 20,000 円

お支払い情報を入力してください。

カード番号

有効期限(月/年)
01 / 20

セキュリティコード

決済する

購入を中止する

⑥購入完了

食事クーポン購入完了

食事クーポンの購入が完了しました。
利用可能額は
25,000円分です

閉じる

(2) 食事券の発行、販売、回収

■ 食事券の販売方法

既 存 食 事 券 (紙クーポン)	
販売箇所	県内のスーパー「平和堂」「アル・プラザ」「フレンドマート」(計74か所)において、総額12,500円分の食事券セットを10,000円(プレミアム率25%)で販売
販売上限	1人1回当たり販売価格20,000円分まで
注意点	加盟飲食店におけるテイクアウト及びデリバリーでの食事券利用は、加盟飲食店の判断で行うことを可とした。(紙クーポン券面に記載あり)
応募方法	先着順のため応募なし
既 存 食 事 券 (電子クーポン)	
販売箇所	「LINE」を利用したオンライン上での電子食事券とし、総額12,500円分の食事券セットを10,000円(プレミアム率25%)で販売
販売上限	1人1日1回当たり販売価格20,000円分まで
注意点	P8記載の注意事項を確認後、チェックボックスにチェックをしないと次の画面に遷移しないように設定
応募方法	先着順のため応募なし
追 加 食 事 券 (紙クーポン)	
販売箇所	県内のスーパー「平和堂」「アル・プラザ」「フレンドマート」(計74か所)において、総額12,000円分の食事券セットを10,000円(プレミアム率20%)で販売
販売上限	1人1回まで、1回当たり販売価格20,000円分まで
注意点	加盟飲食店におけるテイクアウト及びデリバリーでの食事券利用は、加盟飲食店の判断で行うことを可とした。(紙クーポン券面に記載あり)
応募方法	・はがきによる応募・抽選方式を設けた。 ・応募は1人につき1回限りとした。 ・感染拡大防止のために引換場所・日時をあらかじめ設定した。

■ 食事券の回収方法

実施方法	既存券、追加券の区別に関しては、食事券の色により判別を行った。各販売箇所での販売済み食事券セットの数とデータセンターで集計された使用済み食事券の枚数を比較し、使用された食事券の枚数と使用されなかった食事券の枚数を正確に把握した。(Excelデータにて集計・管理)
集計方法	各加盟飲食店で使用された食事券を回収し、飲食店ごとに集計。(食事券裏面に記載の事業者印を基に飲食店ごとに集計)
確認方法	集計に当たっては、機械による食事券の枚数カウント及び複数者による枚数カウントを行った。ダブルチェックの際は、1回目、2回目のチェック者を変えて、カウントミスがないように配慮した。

(3) 食事券の使用、回収後の飲食店への代金の振込

■ 換金について

換金の流れ	使用分食事券は、データセンターで受取、各加盟店舗ごとに員数チェックを行った。各加盟店舗での利用分をデータにまとめ、当事務局に共有。事務局内にてデータに基づき振込をした。
換金スケジュール	月末回収、翌月末振込となるように設定。（下記換金スケジュール参照）

回数	取扱飲食店⇒ データセンター送付 ※データセンター必着日	データセンター 集計～エラーチェック	みずほ銀行 振込作業
1回目	2020年10月25日（日） ～10月31日（土）	10月26日（月）～11月06日（金）	11月30日（月）
2回目	11月25日（水）～11月30日（月）	11月26日（木）～12月07日（月）	12月25日（金）
3回目	12月25日（金）～12月31日（木）	12月26日（土） ～2021年01月07日（木）	01月29日（金）
4回目	01月25日（月）～01月30日（土）	01月26日（火）～02月08日（月）	02月26日（金）
5回目	02月25日（木）～03月02日（火）	02月26日（金）～03月08日（月）	3月31日（水）
6回目	03月31日（水）	04月01日（木）～04月09日（金）	04月30日（金）
7回目	04月30日（金）	05月01日（土）～05月12日（水）	05月31日（月）
8回目	05月31日（月）	06月01日（火）～06月11日（金）	06月30日（水）
9回目	06月30日（水）	07月01日（木）～07月12日（月）	07月30日（金）
10回目	07月31日（土）	08月01日（日）～08月16日（月）	08月31日（火）
11回目	08月31日（火）	09月01日（水）～09月13日（月）	09月30日（木）
12回目	09月30日（木）	10月01日（金）～10月12日（火）	10月29日（金）
13回目	10月31日（日）	11月01日（月）～11月12日（金）	11月30日（火）
14回目	11月30日（火）	12月01日（水）～12月13日（月）	12月24日（金）
15回目	12月31日（金）	2022年01月04日（火） ～01月13日（木）	01月31日（月）
16回目	01月31日（月）	02月01日（火）～02月13日（日）	02月28日（月）
17回目	03月06日（日）	03月07日（月）～03月13日（日）	03月31日（木）

(3) 食事券の使用、回収後の飲食店への代金の振込

■ 換金について

周知方法	加盟店向けホームページや店舗専用管理画面に掲載、振込スケジュールは別途、各店舗へ郵送した。
商業施設の換金方法	対象商業施設：イオンモール草津、近鉄百貨店草津 商業施設で各店舗とは別途加盟店登録をしていただき、登録いただいた口座に各店舗の利用分を振り込んだ。 (各店舗の利用金額は各商業施設から送付してもらい、内訳を管理した)

(4) 実績確認監査等事業者への報告

■ EY社への報告について

報告有無	キャンペーン期間中、食事券販売・使用の実績を、毎月、別途定める様式により、実績確認監査等事業者へ報告した。
効率的な方法	様式、期日及び方法は、データベースソフトを利用し、CSVデータを作成の上、実績確認監査等事業者に報告した。
報告・承認	実績確認監査等事業者から指定された様式、期日に準じ実施し報告した。
事前テスト報告	毎月の報告やキャンペーン終了後の報告が円滑に行われるよう、事業開始に当たり、事前テスト報告に協力した。 実績確認監査等事業者の指定する方法により、ダミーデータの提出を行った。また、実績報告や根拠資料のデータ提出に当たっては、複数者によるダブルチェックを行った。（ダブルチェックの際は、1回目、2回目のチェック者を変えて、ミスがないように配慮した）
監査	実績確認監査等事業者が2020年12月に本部事務局を訪問された際に、検査で必要な資料等を提出する等協力した。
連絡窓口	実績確認監査等事業者との連絡窓口は、本部事務局内に設置した。 （実績確認監査等事業者とやり取りする者を専任した）

(5) 相談窓口・申請案内等事業者との連携

■ 相談窓口の報告について

情報提供	相談窓口・申請案内等事業者（博報堂）が、事業の基本的内容を消費者と飲食店に説明するために必要となる情報の提供に協力した。 （メールや電話等による報告）
連絡窓口	博報堂に対しては、メールでの報告（県別のスターターキット発送先リストの共有など）をし、連絡窓口は、本部事務局内に設置した。 （博報堂とやり取りする者を専任した）

(6) 飲食店の新規加盟促進

■ 加盟店になるまでのながれ

①説明会（各地区別に日程を分けて開催）

地区	開催番号	月日・時間	定員	会場施設名
長浜	1	令和2年10月1日（木） 10:00～12:00	50	長浜商工会議所 第1～3会議室
八日市	2	令和2年10月1日(木) 14:00～16:00	40	八日市コミュニティ センターホール
守山	3	令和2年10月2日(金) 10:00～12:00	100	守山商工会議所 2F大ホール
草津	4	令和2年10月2日(金) 14:00～16:00	100	草津商工会議所 1階 コミュニティホール
近江八幡	5	令和2年10月5日(月) 14:00～16:00	30	近江八幡商工会議所 2階 大ホール
大津	6	令和2年10月6日(火) 10:00～12:00	70	コラボしが21 大会議室
彦根	7	令和2年10月6日(火) 14:00～16:00	100	彦根商工会議所 4階 大ホール
高島	8	令和2年10月7日(水) 10:00～12:00	100	高島市観光物産プラザ
甲賀	9	令和2年10月7日(水) 15:00～17:00	100	碧水ホール

②受付開始 令和2年10月1日（木）から

③同意書の送付、ダウンロード、WEBフォームでのチェック

※加盟にあたり、手数料は0円

④加盟店登録

<加盟店要件（宣誓事項）>

- ・業界ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染予防対策に取り組んでいる
- ・本サービス利用規約及びプライバシーポリシーに同意する
- ・店舗所在地は滋賀県である
- ・反社会的勢力等ではありません
- ・「風俗営業法」「接待飲食店営業」を営む飲食店ではありません
- ・本キャンペーンのルールを順守し、不正利用はいたしません

<追加事項>

- ・「もしサポ滋賀」の登録
- ・「みんなでつくる滋賀安心・安全店舗認証制度」の取得推奨

⑤スターターキット送付

(6) 飲食店の新規加盟促進

■ 加盟飲食店舗に対する同意書

滋賀 Go To Eat キャンペーン事務局 御中

Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

※下記をご一読の上、左側の口にチェック（✓）を入れてください。

【営業形態】

- ☐ 当店は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- ☐ 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

【行政への協力】

- ☐ 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- ☐ 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- ☐ 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- ☐ 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

- ☐ 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- ☐ 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
 - ・店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - ・店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - ・他グループの客同士ができるだけ2m（最低1m）以上空よう間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。

1

以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。

※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

- ・一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。

- ☐ 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者がどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- ☐ 当店は、感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」を導入します。また、「感染予防対策実施宣言書」を掲示します。
- ☐ 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - ・できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - ・大人数での会食や飲み会を避けること。
 - ・デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - ・店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - ・食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - ・咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に話したりしやすい大量の飲酒を避けること。
 - ・食事中以外はマスクを着用すること。
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COOCOA）を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

【参加登録の取消】

- ☐ 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は滋賀 Go To Eat キャンペーン事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、滋賀 Go To Eat キャンペーン事務局により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

令和 年 月 日

店舗名：

代表者：

代表者印

2

(7) 消費者の利用促進

■ 消費者への周知について

掲載内容	発行、販売する食事券の消費者による利用を促進するために、Webページ上に食事券の購入方法①、利用方法②、利用できる飲食店等③を掲載した。
周知方法	食事券の販売時に、食事券の利用方法、利用できる飲食店等の情報を調べる方法が分かりやすく伝わるよう、電子クーポンの利用方法は動画による案内②を、加盟飲食店はMAP形式とPDF一覧形式③にて案内した。
飲食店での周知	本事業による食事券を利用できる飲食店において、A4ポスター④やステッカー⑤を貼る、レジ周辺に電子クーポン決済用QRコードPOP⑥を置いていただき、消費者がすぐに分かるようにした。
その他周知	平和堂ニュースリリースなどで周知を行った。

①利用者向けHP（購入方法）

②利用者向けHP（操作方法）

③利用者向けHP（加盟店一覧）

④A4ポスター

⑤ステッカー

⑥電子クーポン決済用QRコード

(8) 不正防止対策

■ 「サービス産業消費喚起事業（Go To Eatキャンペーン）給付金 及び飲食業消費喚起事業給付金に関する給付規程」が掲載されているホームページ画面

Go To Eatキャンペーンをご利用いただく皆様へ

当該食事券の購入にあたっては、サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金及び飲食業消費喚起事業給付金に関する給付規程（令和2年10月9日付け2食産第3487号）に基づく申請が必要となります。

申請については、食事務発行事業者（東京トップツアーズ(株)）が利用者の責務に代わり申請することにより本食事券の購入が可能となります。

なお、サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金又は飲食業消費喚起事業給付金を申請するにあたり、下記の4項目に対して宣誓いただく必要があります（Go To Eat キャンペーンの利用者は、食事券を購入することにより、以下の宣誓事項に同意するものとします。）。

1. 申請書類の内容に虚偽がないこと。
2. 農林水産省大臣官房参事官（経理）又は大臣官房予算経理課参事官の委任した者が行う関係書類の提出指導、申請取等の訓示に応じること。
3. 不正受給が利用した場合には、「サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金及び飲食業消費喚起事業給付金に関する給付規程」に従い給付金の返還等を行うこと。
4. 「給付金給付規定」に従うこと。

給付金給付規定
→

■ 不正防止対策について

虚偽報告対策	飲食店による自己取引、架空取引、虚偽報告に対する対策としては、リアルタイムで反映される食事券利用金額が営業時間外に反映されていることや同一人物により決済されていることなど随時確認をし、対策した。
偽装店舗対策	飲食店による加盟店要件の偽装、実態のない店舗の加盟に対する対策としては、飲食店の加盟承認をする際に、店舗名、住所、電話番号などインターネット上で調べて確認をした。それでも確認ができない店舗には、電話や店舗写真を送付してもらうなど偽装がないか確認をした。
無効処理対策	飲食店が使用済みの食事券を無効処理しないことによる不正に対する対策としては、電子システム上、加盟店飲食店側では無効処理等を行うことが不可能な仕様になっていた。
消費者不正対策	消費者による買占め・転売、偽造など、消費者が行う不正に対する対策としては、食事券に購入制限（1人1日1回2万円まで、抽選方式の実施など）をかけることで買占めを防いだ。電子クーポンでは、購入者本人のLINEアカウントでのみ食事券の利用が可能となっていることで、転売、偽造を防いだ。また、紙クーポンには偽造防止を講じた印刷をした。
内部不正対策	受託者内部において発生し得る不正を防止するための対策としては、紙クーポンは、シリアルナンバーで管理、販売額と入金額の比較確認を、電子クーポンは、管理画面を複数者で管理することによる不正防止対策を行った。
不正防止実例	飲食店による不正が発覚した場合に講じた実例としては、店主が自身及び従業員に対し、電子クーポンを購入させ、お客様が電子クーポン以外での支払った際に、現金着服、電子クーポンで金額分を払わせ、給付金分を不正受給する指示をしていた。現地訪問にて事実確認をし、当該飲食店が不正受給を認めたため、該当する不正分（給付金分）は支払わず、今後は二度としないことを誓約書に記載し、交わした。

(9) 問合せ対応

■ 問合せ対応方法

コールセンター	
専用 電話番号	事業者専用：0570-052-080 消費者専用：0570-052-120
受付時間	平日10：00～19：00
受付実績	8,264件
LINE問い合わせフォーム	
フォーム 種類	・エラー／QR決済／購入不可 ・店舗で使用不可と言われた ・その他お問合せ
受付時間	24時間（問合せへの対応は平日10：00～19：00）
受付実績	・エラー／QR決済／購入不可 237件 ・店舗で使用不可と言われた 200件 ・その他お問合せ 1,094件

(10) 事業の実施結果（成果）、所見

■ 余剰金

42,454,450円（既存券）
 11,539,583円（追加券）
 ※使い道は、県庁と相談中

■ 本事業を受託して当社としての意見

過去に経験したことのない状況の中、大きな打撃を受けていた飲食店や生産者の方々と共に時間を共有し、少しでも多くの消費者が店舗に赴き、利用頻度を上げるための施策を講ずる事業を行なえたことは当社としても、ともに成長することができた。

発売当初どれほどの需要があるのか不安はあったが、消費者からのニーズは非常に高く、多くの消費者が本事業に賛同いただき、列をなし食事券を購入いただくなど、需要喚起の効果は絶大なものだと感じた。しかし、幾度かの長期にわたる緊急事態宣言を受け、消費者の意識が希薄になり、追加販売では既存券程十分な売上には振るわなかった。利用・販売の可能な時期での広報の在り方を考案することが今後の課題であると思われる。

今回当社としては食事券発行事業者としては全国に先駆けて、国内の生活インフラとして定着している「LINE」を活用した電子クーポンを開発、紙クーポンとのハイブリッド型にて事業を実施したが、食事券をデジタル化することにより、利用者の「販売～決済」まで非接触による感染症予防対策となった。又精算のデジタル化で飲食店における請求手続きも不要となり、飲食店側の負担が大幅に軽減、キャッシュフローを考慮した「より速い精算」が実現できた。

今回構築したプラットフォームは、登録及び利用時の属性データを活用した情報発信・集客・販売方法の構築など様々な運用も可能であることから、電子クーポンこそ今後必要とされるツールになるであろう。

当社としては、新たな事業展開を期待し、デジタル化を進め対応していきたいと考えている。

■ 需要喚起の効果

令和2年10月20日に販売したプレミアム食事券は、新聞やメディアに紹介され話題性があり、多くの消費者に購入をいただき、紙クーポンなどは完売となった。電子クーポンにおいては、幾度かの緊急事態宣言により販売停止と利用自粛が行われた為、残念ながら完売には至らなかったが、多くの消費者が、コロナ禍で大きな打撃を受けていた飲食店を利用する機会を作ることができた。

事業開始当初は1500店舗程度の加盟店も消費者の利用頻度に合わせて増加傾向に至り、最終2800店舗の加盟をいただき滋賀県内の全飲食店約7割の店舗に加盟いただくこととなった。クーポン発行額としては、約7,500,000千円の発行を行い、滋賀県内の飲食店の応援の一助となったものと考えられる。